

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により令和 5 年 9 月に実施した監査の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 5 年 10 月 27 日

岐阜県監査委員	布 俣 正 也
岐阜県監査委員	広 瀬 修
岐阜県監査委員	鈴 木 祥 一
岐阜県監査委員	南 圭 一
岐阜県監査委員	安 田 典 子

財務監査及び行政監査の結果

令和5年10月27日

1 監査の種類

- ・ 地方自治法第199条第1項の規定による財務監査
(同条第4項の規定による定期監査として実施)
- ・ 地方自治法第199条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象

(1) 対象年度

原則として、令和4年度を対象とした。

(2) 対象機関

知事部局	214 機関のうち、26 機関		
教育委員会	98 機関のうち、31 機関		
公安委員会	60 機関のうち、43 機関		
その他(上記以外)	13 機関のうち、0 機関	計	385 機関のうち、100 機関 (表1参照)

3 監査の着眼点

監査は、監査の対象となった事務の執行等が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めているか等に着眼して実施した。

4 監査の実施内容

監査は、岐阜県監査委員監査基準に準拠し、予備監査を事務局書記が実地又は書面で行った後、その結果を踏まえ、監査委員が実地又は書面により実施した。

5 監査の結果

前記のとおり監査を実施した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

また、当該事務の一部について、是正又は改善が必要である事項として、表1のとおり40機関において12件の指摘事項及び32件の指導事項が見受けられた。これらについては、表2のとおり対象機関に対し是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。

表1 (監査の実施及び結果の概要)

No.	実施機関名		監査 実施日	実施 方法	監査結果件数			予備監査
					指摘	指導	検討	実施日(方法)
1	総務部	財政課	9月6日	実地	—	—	—	8月10日(実地)
2		歴史資料館	9月26日	書面	—	—	—	6月8日(書面)
3		東濃県税事務所	9月21日	実地	—	—	—	8月21日(実地)
4	清流の国推進部	東京事務所	9月13日	実地	—	1	—	6月28日(実地)
5	危機管理部	消防学校	9月11日	実地	—	1	—	6月29日(実地)
6	環境生活部	環境生活政策課	9月1日	実地	—	—	—	8月8日(実地)
7		県民生活相談センター	9月26日	書面	—	—	—	6月8日(書面)
8		現代陶芸美術館	9月26日	書面	—	—	—	6月8日(書面)
9		博物館	9月26日	書面	—	—	—	6月8日(書面)
10		文化財保護センター	9月26日	書面	—	1	—	6月8日(書面)

11	健康福祉部	健康福祉政策課	9月1日	実地	—	1	—	8月9日(実地)
12		衛生専門学校	9月26日	書面	—	—	—	6月8日(書面)
13		下呂看護専門学校	9月26日	書面	—	—	—	6月8日(書面)
14		動物愛護センター	9月26日	書面	—	—	—	6月8日(書面)
15		わかあゆ学園	9月26日	書面	—	1	—	6月8日(書面)
16	商工労働部	商工・エネルギー政策課	9月1日	実地	1	—	—	8月9日(実地)
17		国際たくみアカデミー	9月26日	書面	—	—	—	6月8日(書面)
18		木工芸術スクール	9月26日	書面	—	—	—	6月8日(書面)
19		食品科学研究所	9月26日	書面	—	—	—	6月8日(書面)
20		生活技術研究所	9月26日	書面	—	—	—	6月8日(書面)
21	観光国際部	旅券センター	9月26日	書面	—	—	—	6月8日(書面)
22	農政部	岐阜農林事務所	9月13日	実地	1	—	—	6月14~15日(実地)
23		東濃農林事務所	9月21日	実地	—	1	—	6月20~21日(実地)
24	都市建築部	岐阜・西濃建築事務所	9月26日	書面	—	—	—	6月8日(書面)
25		中濃建築事務所	9月26日	書面	—	—	—	6月8日(書面)
26		東濃建築事務所	9月26日	書面	—	—	—	6月8日(書面)
27	教育委員会	教育総務課	9月1日	実地	—	1	—	8月10日(実地)
28		教育管理課	9月1日	実地	—	—	—	7月27日(実地)
29		西濃教育事務所	9月26日	書面	—	—	—	6月8日(書面)
30		美濃教育事務所	9月26日	書面	—	—	—	6月8日(書面)
31		東濃教育事務所	9月26日	書面	—	—	—	6月8日(書面)
32		飛驒教育事務所	9月26日	書面	—	—	—	6月8日(書面)
33		岐阜高等学校	9月26日	書面	1	2	—	6月23日(実地)
34		岐山高等学校	9月26日	書面	—	1	—	6月8日(書面)
35		岐阜城北高等学校	9月26日	書面	—	—	—	6月8日(書面)
36		各務原西高等学校	9月11日	実地	—	—	—	6月8日(書面)
37		岐阜各務野高等学校	9月11日	実地	—	1	—	6月28日(実地)
38		本巣松陽高等学校	9月26日	書面	—	—	—	6月6日(実地)
39		山県高等学校	9月26日	書面	—	—	—	6月15日(実地)
40		岐阜工業高等学校	9月26日	書面	—	—	—	6月8日(書面)
41		揖斐高等学校	9月25日	実地	—	1	—	8月24日(実地)
42		大垣北高等学校	9月26日	書面	—	1	—	6月26日(実地)
43		大垣養老高等学校	9月26日	書面	—	1	—	6月27日(実地)
44		大垣商業高等学校	9月26日	書面	—	1	—	6月13日(実地)
45		郡上北高等学校	9月26日	書面	1	—	—	6月8日(書面)
46		八百津高等学校	9月26日	書面	1	—	—	6月13日(実地)
47		土岐紅陵高等学校	9月26日	書面	—	1	—	6月22日(実地)
48		土岐商業高等学校	9月26日	書面	—	1	—	6月8日(書面)
49		恵那高等学校	9月26日	書面	—	—	—	6月8日(書面)
50		吉城高等学校	9月26日	書面	2	—	—	6月1日(実地)
51		華陽フロンティア高等学校	9月26日	書面	—	1	—	6月21日(実地)
52		岐阜聾学校	9月26日	書面	—	2	—	6月20日(実地)
53		長良特別支援学校	9月26日	書面	—	1	—	6月23日(実地)
54		西濃高等特別支援学校	9月26日	書面	—	—	—	6月30日(実地)
55		郡上特別支援学校	9月26日	書面	—	1	—	6月8日(書面)
56		関特別支援学校	9月26日	書面	—	—	—	6月8日(書面)

57	教育委員会	飛驒特別支援学校	9月26日	書面	—	1	—	5月31日(実地)
58	公安委員会	総務課	9月4日	実地	—	—	—	7月3日(書面)
59		広報県民課	9月4日	実地	—	—	—	8月2日(実地)
60		会計課	9月4日	実地	—	—	—	8月3日(実地)
61		装備施設課	9月4日	実地	—	—	—	8月3日(実地)
62		情報管理課	9月4日	実地	—	—	—	7月3日(書面)
63		警務課	9月4日	実地	—	—	—	8月2日(実地)
64		教養課	9月4日	実地	—	—	—	7月3日(書面)
65		厚生課	9月4日	実地	—	—	—	7月3日(書面)
66		監察課	9月4日	実地	—	1	—	8月3日(実地)
67		留置管理課	9月4日	実地	1	—	—	8月2日(実地)
68		生活安全総務課	9月4日	実地	—	—	—	8月2日(実地)
69		人身安全対策課	9月4日	実地	—	—	—	7月3日(書面)
70		少年課	9月4日	実地	—	—	—	7月3日(書面)
71		生活環境課	9月4日	実地	—	—	—	7月3日(書面)
72		サイバー犯罪対策課	9月4日	実地	—	—	—	7月3日(書面)
73		地域課	9月5日	実地	—	—	—	7月3日(書面)
74		通信指令課	9月5日	実地	—	—	—	7月3日(書面)
75		自動車警ら隊	9月5日	実地	—	—	—	8月3日(実地)
76		刑事総務課	9月5日	実地	—	—	—	7月3日(書面)
77		捜査第一課	9月5日	実地	1	—	—	8月2日(実地)
78		捜査第二課	9月5日	実地	—	—	—	7月3日(書面)
79		捜査第三課	9月5日	実地	—	1	—	7月3日(書面)
80		組織犯罪対策課	9月5日	実地	—	—	—	8月2日(実地)
81		国際捜査課	9月5日	実地	—	1	—	7月3日(書面)
82		鑑識課	9月5日	実地	—	1	—	7月3日(書面)
83		科学捜査研究所	9月5日	実地	—	1	—	7月3日(書面)
84		機動捜査隊	9月5日	実地	—	—	—	7月3日(書面)
85		交通企画課	9月5日	実地	—	—	—	8月2日(実地)
86		交通指導課	9月5日	実地	—	—	—	7月3日(書面)
87		交通規制課	9月5日	実地	—	—	—	8月2日(実地)
88		運転免許課	9月5日	実地	1	—	—	7月3日(書面)
89		交通機動隊	9月5日	実地	—	1	—	7月3日(書面)
90		高速道路交通警察隊	9月5日	実地	—	—	—	8月3日(実地)
91		警備総務課	9月5日	実地	—	—	—	8月3日(実地)
92		警備第一課	9月5日	実地	—	—	—	7月3日(書面)
93		警備第二課	9月5日	実地	—	1	—	7月3日(書面)
94		機動隊	9月5日	実地	—	1	—	8月3日(実地)
95		警察学校	9月4日	実地	—	—	—	7月3日(書面)
96		岐阜南警察署	9月26日	書面	—	1	—	6月29日(実地)
97		北方警察署	9月13日	実地	—	—	—	6月8日(書面)
98		郡上警察署	9月26日	書面	1	—	—	6月8日(書面)
99		多治見警察署	9月26日	書面	1	—	—	6月8日(書面)
100		飛驒警察署	9月26日	書面	—	—	—	6月8日(書面)
計		指摘事項等のあった機関数： 40機関				12件	32件	0件

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項 是正又は改善を求める事項
- ・検討事項 事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は他の機関の監査の結果として所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

表 2 (指摘事項等の内容)

機 関 名	区 分	内 容
東京事務所	指導事項	県が借主となる職員住宅に係る賃貸借の契約事務において、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」等に基づき、契約解除に関する条文及び暴力団等から不当介入を受けた場合の警察への通報義務を契約書等に追加していなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
消防学校	指導事項	岐阜県消防学校教育環境改善LED化工事に係る契約事務において、「県発注の建設工事及び建設工事に係る測量・設計等業務並びに森林整備業務の入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」の通知に基づく契約情報の公表が行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
文化財保護センター	指導事項	現物実査実施要領に基づく令和4年度の現物実査において、次の不適正な事項が認められたため、今後は適正に処理されたい。 1 現物実査実施要領に定められた現物実査実施確認書が作成されておらず、いつ実査を行ったかが明確ではなかった。 2 出納員は、前年度の備品購入費の支出済額の合計が、当該年度の物品出納一覧表中の受入金額の合計と等しいかどうかを確認した上で、総額チェック表を作成すべきところ、これを作成していなかった。
健康福祉政策課	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた2件の毀損事故について、修繕料198,000円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
わかあゆ学園	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料56,881円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
商工・エネルギー政策課	指摘事項	岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第4弾)の支給決定取消しに係る加算金の収入事務において、加算金は返還命令に係る協力金の受領の日(令和3年7月5日)から返還の日(令和4年3月24日)までの日数で計算することとなっているところ、減免手続を行った証跡を残さないまま、返還命令に係る協力金の受領の日(令和3年7月5日)から納期限(令和4年1月13日)までの日数で計算されていたため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
岐阜農林事務所	指摘事項	公務中の2件の交通事故について、修繕料101,079円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を

		図られたい。
東濃農林事務所	指導事項	公務中に車両を損傷させた1件の毀損事故について、修繕料49,335円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
教育総務課	指導事項	物品の処分事務において、不用決定に必要な手続を行わずにそのまま廃棄されているものがあったため、今後は適正に処理されたい。
岐阜高等学校	指摘事項	労働保険料等の支出事務において、令和2年度の確定保険料（労災保険分）及び一般拠出金の算定に当たり、算定基礎となる賃金総額に会計年度任用職員の旅費（通勤手当相当分）等を含めていなかったことにより、確定保険料等に不足額が生じ、令和4年12月12日に不足額4,117円及び追徴金400円が支払われていたため、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	岐阜県立岐阜高等学校で使用するガス需給契約（単価契約）に係る検査事務において、請求額が100万円を超えていた令和4年9月分について、検査調書を作成すべきところ、納品書の余白に検査済の旨及びその年月日を記載し、署名することで代えていたため、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	岐阜県立岐阜高等学校で使用するガス需給契約（単価契約）に係る契約事務において、支出予定額が500万円以上の契約であるにもかかわらず、契約保証金の納付の免除に係る決裁が行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。
岐山高等学校	指導事項	公務中にタブレットを損傷させた2件の毀損事故について、修繕料74,030円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
岐阜各務野高等学校	指導事項	岐阜各務野高等学校ホッケー場照明取付工事に係る契約事務において、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）等に規定する契約情報の公表が行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
揖斐高等学校	指導事項	揖斐高等学校屋外便所内部改修工事に係る契約事務において、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）等に規定する契約情報の公表が行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
大垣北高等学校	指導事項	公務中にデスクトップ型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料33,220円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
大垣養老高等学校	指導事項	公務中にデスクトップ型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料75,900円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
大垣商業高等学校	指導事項	大垣商業高等学校機械設備工事（空調機設置工事）に係る契約事務において、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）等に規定する契約情報の公表が行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
郡上北高等学校	指摘事項	教科書等の購入に係る契約事務において、契約金額が50万

		円を超えていたにもかかわらず契約相手先から請書を提出させていなかったため、今後は適正に処理されたい。
八百津高等学校	指摘事項	自動販売機設置に係る家屋貸付料の収入事務において、令和4年度分の貸付料として210,100円を収入すべきところ、金額を十分確認することなく210,000円で調定決議及び収納がなされ、不足額100円については、本来、令和4年度の収入とすべきところ令和5年度に調定決議が行われていたため、今後は適正に処理されたい。
土岐紅陵高等学校	指導事項	公務中にタブレットを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料36,300円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
土岐商業高等学校	指導事項	公務中にタブレットを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料36,300円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
吉城高等学校	指摘事項	行政財産の目的外使用許可に伴う管理費の収入事務において、使用日が異なる4日間の目的外使用許可を一括して令和4年6月29日に許可していたが、特別な理由がないにもかかわらず、納入通知書の発付が遅延し、使用日から最大8か月以上経過した後一括で収納されていたため、今後は適正に処理されたい。
	指摘事項	理科実験用消耗品の購入に係る支出事務において、債権者ではない第三者に支払を行ったことにより、正当な債権者に対する1件6,088円の支払が遅延していたため、今後は適正に処理されたい。
華陽フロンティア高等学校	指導事項	物品の管理事務において、令和4年度の現物実査実施計画書では実査担当者を指定し、現物実査が行われていたが、現物実査実施要領に定められた現物実査実施確認書が作成されておらず、どの職員がいつ実査を行ったかが明確ではなかったため、今後は適正に処理されたい。
岐阜聾学校	指導事項	県が借主となる岐阜聾学校職員駐車場に係る2件の賃貸借の契約事務において、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」等に基づき、暴力団等から不当介入を受けた場合の警察への通報義務を特記仕様書等に記載していなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料49,500円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
長良特別支援学校	指導事項	県が借主となる長良特別支援学校職員駐車場に係る2件の賃貸借の契約事務において、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」等に基づき、契約解除に関する条文及び暴力団等から不当介入を受けた場合の警察への通報義務を契約書等に追加していなかったものが1件、暴力団等から不当介入を受けた場合の警察への通報義務を特記仕様書等に記載していなかったものが1件あったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
郡上特別支援学校	指導事項	岐阜県立郡上特別支援学校スクールバス運行管理業務委託

		に係る特定調達契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約）事務において、競争入札により落札者を決定したとき又は随意契約の相手方を決定したときは、その日の翌日から起算して72日以内に岐阜県公報により落札者等の公示を行うべきところ、182日後に行われていたので、今後は適正に処理されたい。
飛驒特別支援学校	指導事項	本校高等部棟網戸設置工事に係る契約事務において、「県発注の建設工事及び建設工事に係る測量・設計等業務並びに森林整備業務の入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」の通知に基づく契約情報の公表が行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
監察課	指導事項	岐阜県公安委員会を当事者とする訴訟等に係る弁護士への報償費の支出事務において、令和4年度のすべての事案について、最終料が、収支等命令者の判断により、事件終了後ではなく着手金の中に含めて支払われていた。 報償費の支払方法について、現行の弁護士との委任契約書では、最終料は事件終了後に支払うとしており、当該事案の支払方法と異なっていたため、今後は実態に即した支払方法となるよう、委任契約書の内容を適正に見直されたい。
留置管理課	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料75,900円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
捜査第一課	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として122,560円の費用負担が発生するとともに、修繕料208,076円（うち相手方負担分31,211円）が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
捜査第三課	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料99,000円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
国際捜査課	指導事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として321,607円の費用負担が発生するとともに、修繕料357,995円（うち相手方負担分250,597円）が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
鑑識課	指導事項	物品の管理事務において、令和4年度の現物実査の対象物品に係る供用主任者と同一の者が実査担当者に指定されていたものがあったため、今後は適正に処理されたい。
科学捜査研究所	指導事項	物品の管理事務において、令和4年度の現物実査の対象物品に係る供用主任者と同一の者が実査担当者に指定されていたものがあったため、今後は適正に処理されたい。
運転免許課	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料131,164円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
交通機動隊	指導事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として42,331円の費用負担が発生するとともに、部品交換費用として427,273円（うち相手方負担分363,182円）が支払われていたため、職

		員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
警備第二課	指導事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として541,114円の費用負担が発生するとともに、修繕料462,649円（うち相手方負担分370,119円）が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
機動隊	指導事項	大型運転免許取得教習業務委託に係る契約事務において、仕様書で定められた教習計画が書面で策定されておらず、最短日数で教習受講者が卒業できるようにするなどの教習の条件が満たされているか確認できなかったため、今後は適正に処理されたい。
岐阜南警察署	指導事項	県が借主となる岐阜南警察署交番敷地に係る賃貸借の契約事務において、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」等に基づき、契約解除に関する条文及び暴力団等から不当介入を受けた場合の警察への通報義務を契約書等に追加していなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
郡上警察署	指摘事項	公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として2,031,200円の費用負担が発生するとともに、修繕料等596,869円が支払われ、公用車が1台廃車（評価額794,362円）となっていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
多治見警察署	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料579,491円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。